

岐阜県公報

第二千五百八十七号
平成二十六年十月七日

(火曜日)

目次

告示

医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定	(地域福祉国保課)	六一九
指定施術機関の名称等の変更の届出	(同)	六一〇
指定施術機関の廃止の届出	(同)	六一一
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	六一二
解除予定保安林とする旨の通知	(同)	六一五
道路の区域変更	(道路維持課)	六一六
保安林の指定解除予定	(可茂農林事務所)	六一六
選挙管理委員会告示		
選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数	(選挙管理委員会)	六一六
設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	六一八
政治団体の異動事項の公表	(同)	六一九
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	六一九
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	六三〇
公 示		
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	六三〇
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	六三一
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	六三一
公共測量の実施	(用地課)	六三一
土地改良区役員の前任及び就任	(飛騨農林事務所)	六三二

告示

岐阜県告示第五百五十三号

生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四号)による改正前の生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「旧生活保護法」という。(第五十五条において準用する旧生活保護法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)以下「旧中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
丹羽はり灸マッサージ治療院	丹羽保生	各務原市那加日之出町二三	平成二十六年一月
かもの接骨院	山田典史	美濃加茂市加茂野町鷹之巢一五〇三一	同
北町接骨院	山路広志	土岐市土岐口北町二七	平成二十六年三月
らいふマッサージ治療院 大垣店	小寺克俊	大垣市波須一三三五 一里パーサイド水都一〇六	平成二十六年一月

らいふマツサージ治療院 大垣店	日比野 準	大垣市波須一三三 リバーサイド水都一〇六	同
らいふマツサージ治療院 うぬま店	渡邊 ゆかり	各務原市鵜沼山崎町三〇一 一〇一 広江マンション	同
さくら治療院	篠田 秀樹	各務原市蘇原申子町三八 グリーンウッド金武一〇一	同
梁山泊針灸院 そはら分院	小川 研	各務原市蘇原菊園町四二一	同
桜町鍼灸接骨院	曾我 豊	各務原市那加桜町一九	平成二六・一五
ふくろう治療院	三輪 二郎	高山市松之木町二〇五 一五	平成二五・九一
おおはし接骨院	大橋 一博	瑞穂市宮田二九三二二	平成二五・九九
三橋接骨院	林 聖治	本巣市三橋三二九三	平成二五・九一〇
鍼灸・マツサージ導師院	青山 伸司	可児市広見一八五三一	平成二五・一〇一
訪問リハビリマツサージクルクラ	川口 貢	中津川市駒場三六三三 Vigoasho中津川六〇六	平成二五・二一
ふれあい接骨院	関谷 誠司	瑞穂市本田九四七五	平成二五・三九
らいふマツサージ治療院 うぬま店	近藤 了専	各務原市鵜沼山崎町三〇一 一〇一 広江マンション	平成二六・一一
らいふマツサージ治療院 うぬま店	深貝 弘美	各務原市鵜沼山崎町三〇一 一〇一 広江マンション	同
松久鍼灸接骨院	松久 法子	可児市土田一八八三一	平成二六・一七
ピュアライフジャパン丸市技研	前田 直子	愛知県名古屋市中区金山一 一〇一 金山ハイホームズ七〇九	平成二六・二二三

岐阜県告示第五百五十四号
生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活

保護法（昭和二十五年法律第四百四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十五条において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関の名称等を変更した旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	変更年月日
ふくおか接骨院	山内 準一	新 津市海津町福岡一 一七九一	平成二五・五
爽ケア治療院	川上 潔	旧 多治見市音羽町一 一三	平成二五・七一
爽ケア治療院	堀尾 順	旧 多治見市太平町六 六四二	同
爽ケア治療院	井藤 正智	旧 愛知県名古屋市中区 新栄三二〇二八 ライフ&シア ウス千種4F	平成二六・一
銭田治療院	井藤 正智	旧 愛知県名古屋市中区 新栄三二〇二八 ライフ&シア ウス千種4F	平成二六・一

治療院ひまわり	大我健侍	新 羽島市正木町大浦四〇三	平成 三 一
あおい治療院	近藤一政	旧 瑞穂市別府五三九 一五 太陽荘ビル一	平成 三 一
梁山泊針灸院 本院	小川 研	新 多治見市京町六七 五六	平成 三 一
清野 鍼灸院	新 清野美 登利 旧 松田美 登利	旧 多治見市住吉町一 二〇	平成 三 一
新 奥村鍼灸接骨院	奥村 嗣郎	新 岐州市神室町五一 四	平成 三 一
旧 奥村鍼灸治療院	奥村 嗣郎	旧 岐州市神室町五八	平成 三 一
新 おくむら鍼灸接骨院	奥村 嗣郎	土岐市泉神栄町一一	平成 三 一
旧 奥村鍼灸接骨院	奥村 嗣郎	新 郡上市八幡町鳥谷一 〇八二二二一三	平成 三 一
		旧 郡上市鳥谷二二九五	平成 三 一
		新 郡上市八幡町鳥谷一三 一〇一	平成 三 一
		旧 郡上市八幡町鳥谷一〇 八二二二一三	平成 三 一

岐阜県告示第五百五十五号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該指定施設機関を廃止した旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支

援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
まごころマッサージ治療院	増田理恵	愛知県名古屋市中村区並木二二三八二	平成 四 二 〇
安藤鍼灸経穴療院	安藤嘉彦	羽島市竹鼻町四八九一	平成 三 一
らいふマッサージ治療院 高山店	山本一廣	高山市片野町六一六七	平成 三 三
鍼灸マッサージ栄治療院	野村文子	下呂市萩原町萩原一四〇	平成 三 二 五

岐阜県告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 郡上市八幡町那比字橋戸八三三・八三四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八三二、字フチ尻八四五の一・八四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字万場山六五五六の一
- 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町中西字外戸一八一の二・一八二の二・一八三の二・一八三の二・一八四の

一 (以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、字水ナシ二五二の二(次の図に示
す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝小川字陰地一六八二の二三一、一六八二の二三六、一六八二の一五九

一六八二の一八九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町中呂字タヤノ平一五三八の一・一五四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る）、小坂町落合字中段二二三六の一、二二三七、二二三八、二二四一から二二四五まで、字上段二一九一から二一九三まで

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町西上田字稗畑三三六四の二二・三三六四の四六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る）、三三六四の九、三三六四の二三から三三六四の二六まで、三三六四の一〇二、三三六四の一〇五、三三六四の一〇六、三三六四の一〇九から三三六四の一三三まで、三三六四の二三四、三三六四の三一九から三三六四の三二一まで、三三六四の三三三、三三六四の三三九、三三六四の四三四から三三六四の四三六まで、三三六四の四四七、三三六四の四五八から三三六四の四六〇まで、三三九四から三三九七まで、三三九八の一、三三九九の一、三三九九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町羽根字上平二八八七、二八八九、字向平二九三四の一、二九三四の二、二九三六から二九三八まで、二九四〇

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬中切字下ヶ洞一九四四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字沖野九三七の一（次の図に示す部分に限る。）、字尾前一〇五〇の一、一〇五〇の三、一〇六四の一、一〇八三の一、一〇八三の二、一〇八五の一、一〇八六、一〇八七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその

内容を告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

加茂郡八百津町錦織字孫多ケ洞一六八四の一四・一六八四の一五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一六八四の一六から一六八四の一九まで

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

加茂郡八百津町錦織字三段畑一六八六の一(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
-------	-----	---	---	--------	-------------	----------	----

県道	中有坪線	郡上市八幡町有穂字三反洞一三三八番一地从先から同市同町同字同一三二七番一地从先まで	後	前	後	前
			四・六 五・〇	三・二 三・五	五・〇	五・〇

岐阜県告示第五百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

加茂郡八百津町錦織字孫多ケ洞一六八四の一四・一六八四の一五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一六八四の一六から一六八四の一九まで

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県可茂農林事務所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項

の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年十月十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

- 1 平成26年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,671,496人
- 2 総数の50分の1の数
33,430人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
308,937人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	333,507	111,169
大垣市	145,025	48,342
高山市	75,598	25,200
多治見市	93,007	31,003

関	津川市	73,159	24,387
丹	津川市	66,331	22,111
美	濃浪市	18,353	6,118
瑞	浪島市	31,631	10,544
羽	島那市	54,367	18,123
恵	那加茂市	43,653	14,551
美	濃加茂市	40,609	13,537
士	岐原市	49,115	16,372
各	務原市	118,058	39,353
可	児市	92,986	30,996
山	県市	23,597	7,866
瑞	穂市	40,139	13,380
飛	騨市	21,738	7,246
本	巣市	42,202	14,068
郡	上市市	36,740	12,247
下	呂市	29,168	9,723
海	津市	30,470	10,157
羽	島市	37,107	12,369
養	老市	25,462	8,488
不	破市	28,865	9,622
安	八市	19,645	6,549

増	斐 部	57,525	19,175
加	茂 部	43,439	14,480

団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり追加した。

平成二十六年十月七日

岐阜県選挙管理委員会第六十六号

岐阜県選挙管理委員会第六十六号 追加算金修正決（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により、岐阜

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

1 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
次世代の党岐阜県支部連合会	藤井孝男	河合弘志	美濃加茂市西町2 24 1	
自由民主党岐阜県柔道整復師支部	鹿野道郎	松尾弘通	岐阜市下奈良1 17 1	
日本維新の会岐阜県総支部	今井雅人	永澤裕幸	可児市広見1854	

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類
次世代の党衆議院比例東海ブロック第一支部	藤井孝男	河合弘志	美濃加茂市西町2 24 1		衆議院議員
日本維新の会衆議院岐阜県第4選挙区支部	今井雅人	永澤裕幸	可児市広見1854		衆議院議員

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
---------	--------	----------	------------

自由民主党岐阜県岐阜市第四支部	白橋 国弘	佐藤 昌弘	岐阜市長良東町2 12	平成26年8月30日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
日本維新の会岐阜県総支部	藤井 孝男	河合 弘志	美濃加茂市西町2 24 1	平成26年7月31日	政党の支部	日本維新の会	一以上市町村区域等
日本維新の会衆議院岐阜県第4選挙区支部	今井 雅人	永澤 裕幸	可児市広見1854	平成26年7月31日	政党の支部	日本維新の会	一以上市町村区域等
日本維新の会衆議院東海ブロック第1選挙区支部	藤井 孝男	河合 弘志	美濃加茂市西町2 24 1	平成26年7月31日	政党の支部	日本維新の会	一以上市町村区域等
今井良博後援会	小池 修	長原 義和	加茂郡白川町三川166 2	平成26年8月12日			
白橋・総友会	白橋 国弘	榎本 克己	岐阜市長良東町2 12	平成26年8月30日			
白橋国弘後援会連合会	後藤 悦男	榎本 克己	岐阜市長良東町2 12	平成26年8月30日			
陶和会	田口 三千美	田口 三千美	多治見市京町2 169	平成26年8月25日			
宮嶋和弘後援会	宮嶋 和弘	田口 三千美	多治見市京町2 169	平成26年8月25日			

公 示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
白橋 国弘	岐阜県議会議員	白橋・総友会	岐阜市長良東町2-12	白橋 国弘
宮嶋 和弘	岐阜県議会議員	宮嶋和弘後援会	多治見市京町2-169	宮嶋 和弘

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年九月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スマイルBasket
- 三 代表者の氏名 原 美智子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市岩崎一丁目一番一三号
- 五 定款に記載された目的 この法人の目的は、市民（地域住民）が、社会参加に関わる事業や、自己実現を図るための活動等を通じて、共に主体的な存在として、活き活きと生きる地域を創成

する。もって「笑顔あふれるまちづくり」に寄与するものである。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年十月七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年九月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

パロー苗木ショッピングセンター

中津川市苗木柳ノ木四八八一 一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時～午後九時

（変更後）午前九時～午後九時

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の

写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名 岐阜1期地区（杉戸池）	縦 覧 場 所 各務原市役所	縦 覧 期 間 平成二六・一〇・一六から 七から 六まで
-------------------------	-------------------	---------------------------------------

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名 郡上北西部地区	縦 覧 場 所 郡 上 市 役 所	縦 覧 期 間 平成二六・一〇・一六から 七から 六まで
---------------------	----------------------	---------------------------------------

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により郡上市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

郡上市

二 作業種類

公共測量（道路三次元データ計測）

三 作業期間

平成二十六年七月十日から

同 二十七年三月二十日まで

四 作業地域

郡上市

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
高原土地改良区	平成二六・九・七	理事	佐竹 稔	高山市上宝町吉野 三二八六番地
			増井 一三	高山市上宝町宮原 二二八六番地
			和仁 一博	高山市上宝町本郷 二九八四番地
			池田 滋	高山市上宝町在家 一六一一番地
			坂田 賢一	飛驒市神岡町小萱 二〇八六番地二
			丸亀 貞雄	同 二四六五番地一
			下田 讓	飛驒市神岡町野首 九七三番地
			杉本 政祥	高山市上宝町見座 二〇二番地
			中野 幸太郎	高山市上宝町本郷 二五五二番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
高原土地改良区	平成二六・九・六	理事	佐竹 稔	高山市上宝町吉野 三二八六番地
			富奥 正哉	高山市上宝町宮原 一三五七番地
			松葉 誠一	高山市上宝町本郷 二七九三番地
			池田 光彦	高山市上宝町在家 一八一一番地二
			森下 武彦	飛驒市神岡町野首 一一四二番地
			沖博 己	飛驒市神岡町小萱 一六七〇番地
			下方 好博	飛驒市神岡町野首 一九九番地
			吉岡 博明	高山市上宝町本郷 二六四六番地
			沖中 義則	高山市上宝町見座 九七三番地
			瀧平 孝二	飛驒市神岡町東雲 九〇三番地

同 田之下 宗彦 飛驒市神岡町東雲 一二二番地二

平成二十六年十月七日発行

発行者 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市
発行所 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市
岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市
岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜市文芸社